

規制の事前評価書(要旨)

規制の名称	外国所在為替取引業者との契約締結の際の確認義務に関する規定の整備	
担当部署	警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課犯罪収益移転防止対策室	
評価実施時期	平成26年10月	
規制の目的、内容及び必要性	<p>特定事業者(業として為替取引を行うものに限る。以下同じ。)が国境を越える為替取引を行う場合には、外国所在為替取引業者(外国に所在して業として為替取引を行う者をいう。以下同じ。)との間で為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約(以下「コルレス契約」という。)を締結し、外国に開設した決済用口座を利用して決済を行う必要がある。コルレス契約を締結した場合、我が国の金融機関は、この契約の相手方である外国所在為替取引業者の顧客のために、国境を越える為替取引を処理することとなるが、外国に所在する顧客の本人確認等の措置は外国所在為替取引業者が外国の法令による規制の下で行うため、外国の規制が我が国における規制より緩やかな措置にとどまる場合、当該外国の規制をすり抜けて、コルレス契約に基づく為替取引により日本国内に犯罪収益等が移転する危険が生じることとなる。</p> <p>また、我が国は、平成20年10月に公表されたFATF(Financial Action Task Force:金融活動作業部会)による第3次相互審査結果において、「金融機関はシェルバンク(実体を有しない銀行)との間でコルレス契約を締結或いは維持することを明確に禁止されておらず、コルレス先のシェルバンクによる口座の利用を許してはならないということも義務付けられていない。」との指摘を受けるなど、マネー・ロンダリング対策について各国が遵守すべき国際基準であるFATF勧告への対応に不備があると指摘されており、本年6月には、FATFから、我が国を名指しして、マネー・ロンダリング対策等の不備に迅速に対応することを促す声明が公表された。このまま指摘事項に対応することができなければ、マネー・ロンダリング対策に関するハイリスク国として国名公表され、我が国の金融機関の海外取引に支障が生じる可能性も考えられる。</p> <p>そのため、特定事業者に対し、コルレス契約の相手方がシェルバンクでないこと及び契約の相手方が他国のシェルバンクとコルレス契約を締結していないことを確認することを新たに義務付けることとする。</p>	
想定される代替案	法令の名称・関連条項とその内容 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)第4条(取引時確認等)、第6条(確認記録の作成義務等)、第7条(取引記録等の作成義務等)、第8条(疑わしい取引の届出等)及び第9条(外国為替取引に係る通知義務)	
規制の費用	各要素の費用	代替案の場合
(遵守費用)	現在の銀行実務において特定事業者が外国所在為替取引業者とコルレス契約を締結する際には、今回の改正案に相当する確認措置が任意で講じられているところであるが、法令上求められていないものであることから、改正案を前提とした場合、当該措置の履行が不十分な一部の特定事業者には、コルレス契約の相手方である外国所在為替取引業者について厳格な確認を行うための費用が発生する。	厳格な確認を行うこととする特定事業者には、改正案を前提とした場合とほぼ同程度の費用が発生する。
(行政費用)	各特定事業者を所管する行政庁(以下「所管行政庁」という。)が、外国所在為替取引業者とコルレス契約を締結する場合における特定事業者による厳格な確認の履行を確保するため、必要な限度で報告徴収、指導、是正命令等の措置を行う費用が発生する。 また、国家公安委員会は、特定事業者が厳格な確認を行っていないと認めるときは、所管行政庁に対し、当該特定事業者に対し是正命令等の処分を行うべき旨の意見を述べることができ、また、それに必要な限度において、当該特定事業者に対し、その業務に関して報告等を求めることができることとされていることから、これらを行った場合、当該措置を行う費用が発生する。	所管行政庁が各特定事業者に対し、外国所在為替取引業者とコルレス契約を締結する場合において厳格な確認を行うための措置を講ずるよう、行政上の指導を行う費用が発生する。
(その他の社会的費用)	特定事業者は、外国所在為替取引業者との契約締結の際に確認義務が課せられることとなるが、改正案は、許認可制度のような事業者の数を直接又は間接に制限するものではなく、また、価格統制や販売方法等の制限のような事業者の競争手段を制限するものにも該当しない。加えて、事業者が提供する財・サービスの価格や生産費用等の情報を他の事業者に明らかにさせる規制のような、事業者の競争意欲を減少させるようなものにも当たらない。したがって、その他の社会的費用は生じない。	左同
規制の便益	各要素の便益	代替案の場合
	特定事業者により外国所在為替取引業者に関する厳格な確認が行われることとなり、当該外国所在為替取引業者が所在する国の規制をすり抜けて、我が国に犯罪収益等が移転することをより確実に防ぐことが可能となるとともに、健全な経済活動の維持・発達に寄与する。また、国際基準であるFATF勧告に対応することで、マネー・ロンダリング対策に関する国際的責務を果たすとともに、我が国の金融機関等の国際社会における信用が高まる。	厳格な確認は努力義務となり、必ずしも一律に外国所在為替取引業者に関する厳格な確認が行われることが担保できないことから、特定事業者による取組状況に差が生じ、その結果として、犯罪による収益の移転を国境を越えて敢行しようとする者によって、厳格な確認の実施が相対的に不十分な事業者が抜け穴として悪用されるおそれがあり、改正案と同程度の便益は期待できない。また、国際基準であるFATF勧告に対応することができず、国際的責務を果たすことができないこととなるほか、我が国の金融機関等の国際社会における信用を失墜させる事態に至りがねない。
政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)	改正案の費用と便益を比較すると、特定事業者は、従来は法令上求められていなかった外国所在為替取引業者とコルレス契約を締結する場合における厳格な確認を行わなければならないことから、確認に必要な費用を負担することとなるが、特定事業者がコルレス契約の相手方について十分に確認することにより、当該外国所在為替取引業者が所在する国の規制をすり抜けて、我が国に犯罪収益等が移転することをより確実に防ぐことが可能となるとともに、我が国の金融機関等の国際社会における信用が高まるなど、費用以上の便益があるものと評価することができる。 また、改正案と代替案を比較すると、遵守費用及び行政費用は共に大差がないものの、便益の点で、代替案によったのでは、厳格な確認の実施が相対的に不十分な金融機関が抜け穴として悪用され、国境を越えた犯罪による収益の移転が敢行されることとなり、改正案と同程度の便益は期待できない。したがって、代替案より改正案を選択することが妥当であると評価することができる。	
有識者の見解その他関連事項	特になし。	
レビューを行う時期又は条件	改正法の施行後、特定事業者とシェルバンクとのコルレス契約の締結状況等を勘案し、本規制によってもなお犯罪収益の移転防止が困難な情勢に至った場合等必要と認められる時期にレビューを行う。	
備考		